

仕 様 書

- 1 修 繕 名 称 既存照明器具ＬＥＤ化修繕（第二体育館 大曲工業高等学校）
- 2 数 量 １８台
- 3 修 繕 場 所 秋田県立大曲工業高等学校
(大仙市大曲若葉町３番１７号)
- 4 対象室及び対象箇所 第二体育館
- 5 期 限 令和８年１１月３０日（月）

6 修 繕 内 容

- (１) 対象照明器具の既存ランプ等の取り外し
- (２) ＬＥＤランプへの交換に伴い、既存の安定器を新しいＬＥＤランプ用の電源ユニットへ交換
- (３) 修繕後の照明器具へＬＥＤ化改造の表示
- (４) ＬＥＤ管の取付
- (５) 点灯の確認

7 ＬＥＤランプ仕様

- (１) 品 名 ＬＥＤランプ
- (２) 個 数 １８個
- (３) 形 式 メタルハライドランプ４００Ｗ相当
- (４) 口 金 Ｅ３９
- (５) 定格消費電力 ２０Ｗ以下
- (６) 全光束 ２２０００ＬＭ以上
- (７) 光源色 昼白色
- (８) 寿 命 ６００００時間以上
- (９) 電源、給電方式 別置電源ユニットより給電

8 特記事項

- (１) 既存照明器具にＬＥＤランプを交換するために必要な照明器具の修繕である。
- (２) 既存照明器具の仕様により、ランプ及び電源ユニット更新以外に修繕が必要となる場合は、当該修繕を含むものとする。
- (３) 手動リフター操作により動作がＬＥＤランプ交換に支障がある場合は報告し、発注者と受注者で協議する。
- (４) ＬＥＤ管及び修繕に必要な消耗部材は受注者の負担とする。また、取り外したメタルハライドランプは発注者に引き渡す。

- (5) 作業期間及び作業時間は着手前に協議するものとするが、授業や学校行事等の対応のため、変更する場合がある。
- (6) 作業期間中は、学校内の安全に配慮し、特に児童生徒、職員及び来校者等の安全に留意すること。また、校内の他の施設設備に影響を及ぼさないようにすること。
- (7) 既存照明器具の状況により、今回の修繕内容によっても管球交換ができない箇所が発生した場合は、発注者と受注者で協議する場合がある。
- (8) 検査は、発注者、受注者、双方立ち会いのもと点灯確認したうえで完了とする。